

公立病院改革プランの概要

団 体 名		群馬県 藤岡市					
プ ラ ン の 名 称		藤岡市国民健康保険鬼石病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 1月 20日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	藤岡市国民健康保険鬼石病院					
	所 在 地	群馬県藤岡市鬼石139-1					
	病 床 数	99床(一般60床、療養39床)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科、循環器科、呼吸器科、消化器科、肛門科、リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		奥多野地域の玄関口及び埼玉県北部と接する位置にあり、公立病院として地域医療圏約1万人の医療の万全を期して包括的地域医療を展開している。合併前の鬼石地域、奥多野地域、埼玉県北部地域の夜間救急も含め一次～二次医療を担い、二次医療圏にあつては公立藤岡総合病院の後方支援病院として併設の介護老人保健施設と一体となつて地域包括医療を担うものである。特に地域的には超高齢化が進行する中、外来においては総合的医療を展開し専門的医療については基幹病院である公立藤岡総合病院へ紹介する体制を構築しており、入院では一般病床にあつては慢性期疾患における増悪状態の改善や公立藤岡総合病院からの垂急性期患者の受入、療養病床にあつては医療的処置の必要度の高い医療区分2、3の患者を中心とした入院医療を展開する。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		繰出基準に関する総務省通知の考え方にに基づき、項目ごとの算定を基本とする。 ○建設改良分：病院事業債元利償還金の2/3又は1/2及び過疎債 ○救急医療分：特別交付税算定額相当分(救急告示病院Bランク) ○高度医療分：CT、MRIに係る読影医賃金及びMRI検査委託料 ○不採算地区病院分：非常勤医師で実施する眼科及び整形外科診療に係る収支不足分 ○研究研修費分：医師及び看護師等の研究研修費の1/2 ○追加費用分：追加費用基準額×職員数 ○基礎年金救出金分：基礎年金拠出金に係る公的負担相当額 ○児童手当分：児童手当法に規定する児童手当経費について一般会計が負担すべき額 ○退職手当分：合併による特殊事情により退職手当引当金の欠如を根拠として退職給与金の1/2 以上、上記の基準により経常収支比率100%となるよう調整することを原則とする。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	100.3%	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	
	医業収支比率	100.7%	97.0%	96.5%	99.3%	96.4%	
	職員給与費対医業収支比率	65.1%	64.6%	66.4%	64.7%	67.8%	
	材料費対医業収益比率	14.4%	16.7%	16.0%	15.4%	15.4%	
	薬品費対医業収益比率	6.4%	7.8%	7.3%	7.0%	6.9%	
	他会計繰入金対医業収益比率	3.8%	3.8%	7.8%	4.8%	7.8%	
	患者1人1日あたり入院収益(一般)	23,712	23,588	25,000	25,128	25,180	単位：円
	患者1人1日あたり入院収益(療養)	16,502	17,050	17,200	17,665	17,665	〃
	患者1人1日あたり外来収益	5,027	5,006	5,006	5,108	5,144	〃
上記目標数値設定の考え方		平成19年度まで黒字決算が続いてきたが、平成20年度診療報酬改定の影響を受け赤字に転落する見込。特に入院においては、高齢者の慢性患者が多く、診療報酬改定の影響を受けやすい企業体質である。他会計繰入金比率は平成19年度3.8%と同規模の全国平均に比較してかなり低く、平成21年度では繰入額の増額を計画している他、病床区分の変更により看護基準のランクアップ等により黒字への転換を目指している。また、平成21年度中に収入増、経費削減の為の具体的取組を検討し平成22年度～23年度にかけて実施する計画である (経常黒字化の目標年度：平成21年度)					

				団体名 (病院名)	藤岡市国民健康保険鬼石病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	1日平均入院患者数(一般)	56.9	57.4	50.0	50	50	単位:人
	1日平均入院患者数(療養)	38.0	37.0	45.0	45	45	"
	1日平均外来患者数	135.6	130.9	140.0	140	140	"
	病床利用率(一般)	94.8%	95.7%	96.2%	96.2%	96.2%	
	病床利用率(療養)	97.4%	94.9%	95.7%	95.7%	95.7%	
	救急車搬送受入件数	177	180	180	180	180	単位:件
	休日時間外患者数	540	567	567	567	567	単位:人
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	清掃業務、医事外来窓口業務、給食業務、診療材料SPD業務、医療器具滅菌業務等可能なものについては、比較的早い時期より外部委託を進めてきており、今後はその再評価を実施する予定である。公立病院としての地域的な役割も考慮しつつ、経営情報の分析を強化し不採算部門の抽出や経営戦略の明確化、人事考課制度の導入による人事管理の徹底等民間的経営手法の導入を図っていく予定である。					
	事業規模・形態の見直し	地域医療圏の人口等を考慮すると事業規模は適切であると考えている。同市に二つの公立病院が存立することから、今後その再編等が考慮されるが市の中心部にある公立藤岡総合病院が基幹病院、当院が後方支援病院としての役割を担っており、当面は連携強化により経営の安定化を図る予定である。					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ意識徹底により光熱水費経費削減 ○入札施行や価格交渉による契約価格管理により委託料削減 ○入札施行や価格交渉による診療材料経費削減 ○療養病床で使用する薬品についてジェネリック化を一層促進し薬品費を削減 ○市一般職の給与費削減を受け、行政職についてのみ給料△3%、管理職手当△25～30%削減中 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○病床区分変更(一般60、療養39→一般52、療養47)により13:1看護から10:1看護へのランクアップ ○療養病床医療区分2、3の患者を70%確保を目標に入院収益増を目指す ○検査・放射線検査は他の施設に比較して少ないことから、標準的なスケジュール検査をマニュアル化して検査・画像診断収益の増を目指す ○フィルムレスによる診断機器を整備しデジタル映像化処理加算の算定を画する ○医療連携、ベットコントロール委員会の活動により病床利用率の安定的な確保 ○未収金対策として職員において回収不能となったものについて一部外部委託を実施 ○在宅医療(訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ)のより一層の推進により在宅医療収入増を図る ○地域医療の拠点としてグループホーム等連携施設の増により収入増を図る ○特定健診・胃ガン検診等検診利用者増により検診収入、初診患者数増を図る 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○院内組織として医療連携部門を設置し病々連携、病診連携をより一層充実する ○地域における医療需要の調査・患者満足度調査等により、常に地域ニーズを把握しそれに応える体制を整備する ○合併前の地域において最大の企業であることから地域における広報活動や講演会、セミナー活動を通じて地域包括医療の拠点であることを周知する ○職員研修の強化により医療スタッフのレベルアップを図る ○待遇委員会活動の強化により職員の待遇向上、利用者本位の病院づくりを目指す ○外来通院利用者の送迎の検討 					
各年度の収支計画	別紙1のとおり						
その他の 特記事	病床利用率の状況	17年度	95.0%	18年度	96.3%	19年度	95.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	医療連携等により病床利用率は比較的安定しており、病床数については現在の数99床を維持していく予定であるが、診療報酬改定等の影響に対応するため平成21年度中に一般病床60、療養病床39の区分変更を検討しており、これにより一般病床13:1看護を10:1看護へランクアップする計画である。施設については平成14年度にプラン作成、平成15年度に増築用の敷地を確保し、平成16年度～17年度の2年間で増改築を実施している。					

団体名
(病院名)

藤岡市国民健康保険鬼石病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	○二次医療圏の公立病院 公立藤岡総合病院(395床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	当院は、地理的には山間へき地に設置されており、地域における救急医療を担うほか4疾病5事業においても公立藤岡総合病院の後方支援病院として、回復期・維持期の医療を展開する。市内においても民間病院を含めた地域連携の会議等も開催される運びとなり、今後協力体制を深めつつ地域医療の確保・前進を目指していくものである。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度までに	<内容> 公立藤岡総合病院を基幹病院とし、当院はその後方支援病院として位置づけられる。公立藤岡総合病院は一部事務組合、当院は市立病院という立場であり公立藤岡総合病院の構成市町村における合併等の問題もあることから再編・ネットワーク化については、これら市町村合併等の経過を見ながら今後検討していく予定である。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度までに	<内容> 現状では未検討である。同市に設置されている公立藤岡総合病院との組織再編等の問題も含め今後検討していく予定である	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	○副市長を委員長とした市関係各部職員及び学識経験者として病院経営に見識のある市民代表者から構成される評価組織「鬼石病院改革プラン評価委員会」により内部管理と計画の進行管理を行う		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	○市及び病院のホームページ等により公表を行うとともに必要に応じて教務厚生常任委員会等での公表を実施する		
その他特記事項		○「鬼石病院改革プラン評価委員会」での審議を経て、毎年9月末までに公表する		

(別紙)

団体名 (病院名)	藤岡市(藤岡市国民健康保険鬼石病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	991	973	963	991	1007	1010
	(1) 料金収入	947	923	919	945	959	962
	(2) その他	44	50	44	46	48	48
	うち他会計負担金	3	3	3	3	3	3
	2. 医業外収益	131	97	86	118	89	121
	(1) 他会計負担金・補助金	67	34	34	74	45	76
	(2) 国(県)補助金						
	(3) その他	64	63	52	44	44	45
	経常収益(A)	1122	1070	1049	1109	1096	1131
	入	1. 医業費用 b	1069	1024	1040	1065	1052
(1) 職員給与と費用 c		710	680	659	686	680	714
(2) 材料費		160	145	161	159	155	156
(3) 経費		130	131	149	149	146	146
(4) 減価償却費		66	66	64	67	67	67
(5) その他		3	2	7	4	4	4
2. 医業外費用		45	43	47	44	44	44
(1) 支払利息		30	29	29	28	28	28
(2) その他		15	14	18	16	16	16
経常費用(B)		1114	1067	1087	1109	1096	1131
経常損益(A)-(B)(C)		8	3	-38	0	0	0
特別損益	1. 特別利益(D)						
	2. 特別損失(E)	1			1		
	特別損益(D)-(E)(F)	-1	0	0	-1	0	0
純損益(C)+(F)		7	3	-38	-1	0	0
累積欠損金(G)		-99	-102	-64	-63	-63	-63
不良債務	流動資産(ア)	570	584	567	594	642	683
	流動負債(イ)	106	60	44	54	55	55
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	6	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)	-470	-524	-523	-540	-587	-628
単年度資金不足額(※)		213	▲54	1	▲17	▲47	▲41
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.7	100.3	96.5	100.0	100.0	100.0
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-47.4	-53.9	-54.3	-54.5	-58.3	-62.2
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		92.7	95.0	92.6	93.1	95.7	92.9
修正後医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		98.2	100.7	97.0	96.5	99.3	96.4
職員給与と費用対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		71.6	69.9	68.4	69.2	67.5	70.7
修正後職員給与と費用対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		66.8	65.1	64.6	66.4	64.7	67.8
委託料参入後職員給与と費用対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		66.8	69.4	69.4	71.2	69.5	72.6
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)		-464	-524	-523	-540	-587	-628
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-46.8	-53.9	-54.3	-54.5	-58.3	-62.2
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		-0.43	-0.50	-0.51	-0.51	-0.55	-0.59
病床利用率		96.3	95.8	95.4	96.0	96.0	96.0

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出する例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	藤岡市(藤岡市国民健康保険鬼石病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債		12	19	26	27	12
	2. 他会計出資金	17	16	35	43	53	48
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金		3	7	3	4	3
	7. その他						
	収入計(a)	17	31	61	72	84	63
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)		6				
純計(a)-[(b)+(c)](A)	17	25	61	72	84	63	
支 出	1. 建設改良費	9	12	61	61	63	32
	2. 企業債償還金	26	25	27	27	40	57
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
支出計(B)	35	37	88	88	103	89	
差引不足額(B)-(A)(C)	18	12	27	16	19	26	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	12	12	27	16	19	26
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	12	12	27	16	19	26	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	6	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	6						
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(33) 67	() 34	() 34	() 74	() 45	() 76
資本的収支	() 17	() 16	() 35	() 43	() 53	() 48
合計	(33) 84	() 50	() 69	() 117	() 98	() 124

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。